

## 復旧天使ソフトウェア ライセンス購入約款

本約款は、株式会社 LIVEDATA(以下「当社」といいます)が提供するデータ復旧ソフトウェア「復旧天使」(以下「本ソフトウェア」といいます)のライセンス(以下「本ライセンス」といいます)の購入に関する契約書です。お客様は、本約款の内容を十分にご確認の上、本ライセンスのご購入手続きを行って下さい。ご購入手続きを完了すると、お客様は本約款の内容に同意したものとみなされます。

### 第 1 条 (定義)

試用版：本ソフトウェアの中で、試用を目的として当社が無償で提供するもの

有償版：本ソフトウェアのライセンスを購入し、試用版の機能制限を解除したもの

使用者：有償版・試用版を問わず、本ソフトウェアを使用する者

購入者：復旧天使ウェブサイトで登録を行った会員 ID とパスワードを使用して、本ライセンスを購入した者

当社サイト：当社が提供する復旧天使ソフトウェアのウェブサイト (<https://www.recovery-angel.jp>)

### 第 2 条 (同意事項)

- 1.復旧天使のライセンスを購入する際は、事前に試用版で製品の該当性や動作環境、使用結果を確認した上で、ご購入手続きを行って下さい。本ソフトウェアはその性質上、本約款に規定のある場合を除き、購入後のライセンス費用のご返金を承ることはできません。
- 2.本ソフトウェアは、破損ファイルの修復や完全に上書きされたファイルの復元まで行うものではありません。
- 3.本ソフトウェアの使用結果は、使用者の環境 (ハードウェア、OS、削除された時間、使用者のハードディスクの干渉など)や使用状況により異なります。
- 4.本ソフトウェアは、メディアの機械的故障などの物理的障害には対応致しません。
- 5.本ソフトウェアには、HEX エディタなど使用者のデータを修正する機能を持つ製品が含まれています。データ修正機能を使用することにより、データの上書き・破損による復旧率の低下や障害ディスクが起動しなくなる等の状態を引き起こす可能性があります。これらの機能を使用する場合は、使用者は当該機能の内容を十分に理解し、必要な操作に習熟した上で、使用者の責任で復旧作業を行って下さい。当社は、これらデータ修正機能の使用による結果につき、いかなる責任も負うことはできません。
- 6.当社は、復旧ファイルまたはデータの品質及び目的適合性に関して、いかなる保証も行いません。
- 7.本ソフトウェアの内容や関連ファイル、文書、ライセンス条件その他の事項は変更される場合があります。

### 第 3 条 (ライセンスの種類と内容)

1.本ソフトウェアには、以下の 3 種類のライセンスが設定されています。購入者は、その使用に合ったライセンスを選択して下さい。

#### (1)ホームライセンス

個人 (法人の構成員や個人事業主は含みません) の使用者が、自宅で使用者のデータを復旧する目的で本ソフトウェアを使用する場合、当社は使用者に対して以下の範囲で本ソフトウェアの使用を許諾します。

(A)使用者は、本ソフトウェアの使用のみ行えます。

(B)使用者は、使用者の所有するデータに対して本ソフトウェアを使用できます。

(C)本ソフトウェアは、日本国内でのみ使用できます。

(D)使用者は、本ライセンスの使用規定回数に至るまでは、第 5 条の規定によりライセンスが終了する場合を除いて、本ソフトウェアを使用できます。

(E)使用者が本ライセンスの使用規定回数を超えて、本ソフトウェアをインストールしたり、第 5 条の規定によりライセンスが終了した後も本ソフトウェアを使用するなど、ライセンスの許諾範囲を超えて使用を継続する場合、当社は第 11 条の規定によりすべての損害の賠償および侵害行為の差止めを請求することができます。

(F)使用者は、本ソフトウェアの個人的な使用目的の範囲内で使用者が所有しているコンピュータ1台にのみ本ソフトウェアをインストールして使用することができます。

(G)使用者は、使用者以外の者が所有するコンピュータに本ソフトウェアをインストールすることはできません。

(H)使用者は、当社にライセンスの登録料金を支払ってソフトウェア認証コードを取得後、当該認証コードを使用してソフトウェアの機能制限設定を解除して使用することができます。

## (2)ビジネスライセンス

法人または個人事業主が自らの事業所で自社所有データを復旧する目的で本ソフトウェアを使用する場合、当社は使用者に対して以下の範囲で本ソフトウェアの使用を許諾します。

(A)使用者は、本ソフトウェアの使用のみ行えます。

(B)使用者は、使用者の所有するデータに対して本ソフトウェアを使用できます。第三者の所有するデータに対しては使用できません(商業的サービス等の禁止)。

(C)本ソフトウェアは、日本国内でのみ使用できます。

(D)使用者は、本ライセンスの使用規定回数に至るまでは、第5条の規定によりライセンスが終了する場合を除いて、本ソフトウェアを使用できます。

(E)使用者が本ライセンスの使用規定回数を超えて、本ソフトウェアをインストールしたり、第5条の規定によりライセンスが終了した後も本ソフトウェアを使用するなど、ライセンスの許諾範囲を超えて使用を継続する場合、当社は第11条の規定によりすべての損害の賠償および侵害行為の差止めを請求することができます。

(F)使用者は、法人または個人事業主が、購入時に提供された情報と一致している会社の所在地の建物内(同一建物内複数の部門)または最初のライセンスが登録された建物内の使用者が所有するコンピュータ10台までに限り、本ソフトウェアをインストールして使用することができます。

(G)使用者は、使用者以外の者が所有するコンピュータに本ソフトウェアをインストールすることはできません。

(H)使用者が複数の事業拠点(同一法人の事業所や営業所、出張所、支社等)を持つ場合は、本ソフトウェアを使用する各拠点ごとにライセンスの取得が必要となります。

(I)使用者は、当社にライセンスの登録料金を支払ってソフトウェア認証コードを取得後、当該認証コードを使用してソフトウェアの機能制限設定を解除して使用することができます。

## (3)エキスパートライセンス

購入手続きを行った使用者が、第三者の記録装置または所有データの復旧およびデータ復旧などの商業的サービスの目的で本ソフトウェアを使用する場合、当社は使用者に対して以下の範囲で本ソフトウェアの使用を許諾します。

(A)使用者は、本ソフトウェアの使用のみ行えます。

(B)使用者は、使用者の所有するデータのほか、第三者の記録装置、所有データに対しても本ソフトウェアを使用できます。

(C)本ソフトウェアは、日本国内でのみ使用できます。

(D)使用者は、本ライセンスの使用規定回数に至るまでは、第5条の規定によりライセンスが終了する場合を除いて、本ソフトウェアを使用できます。

(E)使用者が本ライセンスの使用規定回数を超えて、本ソフトウェアをインストールしたり、第5条の規定によりライセンスが終了した後も本ソフトウェアを使用するなど、ライセンスの許諾範囲を超えて使用を継続する場合、当社は第11条の規定によりすべての損害の賠償および侵害行為の差止めを請求することができます。

(F)使用者は、購入時に提供された情報と一致している所在地の建物内または最初のライセンスが登録された建物内の、使用者が所有する複数のコンピュータに本ソフトウェアをインストールして、使用者のみが使用することができます。

(G)使用者は、使用者以外の者が所有するコンピュータに本ソフトウェアをインストールすることはできません。

(H)使用者は、当社にライセンスの登録料金を支払ってソフトウェア認証コードを取得後、当該認証コードを使用してソフトウェアの機能制限設定を解除して使用することができます。

#### 第4条 (ソフトウェア認証コード)

- (1)ソフトウェア認証コード（以下「認証コード」といいます）は、複数の記号による特定の組み合わせであり、使用者の識別や体験版の技術的制限の解除に使用されます。
- (2)著作権者、当社または公式リセラーのみが認証コードの発行・通知をすることができ、それ以外の者が発行・通知した認証コードでは本ソフトウェアの使用は許諾されません。
- (3)当社は、本ソフトウェアのアップデート時に認証コードを変更することができます。
- (4)使用者は、認証コードを第三者に譲渡したり使用させることはできません。
- (5)当社は、認証コードを利用してライセンスの有効性を確認することができます。

#### 第5条 (ライセンス期間)

- 1.購入者は、ライセンスの種類を問わず、いつでもこれを使用することができます。
- 2.購入者は、いつでも本ライセンスの期間を終了させることができます。
- 3.ライセンス期間は、購入者と当社の合意により変更することができます。
- 4.使用者が本約款の規定に違反する場合、本ソフトウェアの使用許諾は催告なく自動的に終了します。

#### 第6条 (サポート)

- 1.当社は、本ソフトウェアのライセンスを購入した使用者に対して、以下のサポートを無料で行います。
  - (1)ライセンスの購入・登録に関する事項
  - (2)本ソフトウェアのインストールに関する事項
  - (3)本ソフトウェアのアップデートに関する事項
  - (4)本ソフトウェアの不具合に関する事項
- 2.本ソフトウェアの操作方法の案内及び本ソフトウェアを使用しての復旧方法の案内は、サポートには含まれません。ソフトウェアの操作方法を確認したい場合は、当社の提供するソフトウェアマニュアルを参照して下さい。
- 3.本ソフトウェアのサポート期間は、ソフトウェア購入日（ソフトウェア購入当日を含む）より1年間です。
- 4.サポートは、サポートセンターの営業時間内に電話またはメールで行います。
- 5.サポート対応の継続中にサポート期間が終了した場合は当該サポートの提供に限りサポート期間が継続します。
- 6.本ソフトウェア体験版は、ライセンス購入のみのサポートを行います。

#### 第7条 (購入手続き)

- 1.本ライセンスのご購入は、オンラインでの会員登録およびご購入手続きが必要です。当社窓口での受付や販売は行っておりません。
- 2.ライセンス費用のお支払い方法は、クレジットカードと銀行振込をお選び頂けます。
- 3.本ライセンスの発行は、ご入金確認後となります。銀行振込でのお支払いの場合は、ご入金のタイミングにより翌営業日以降の発行となることがあります。
- 4.発行されたライセンスは、当社サイトにログインして表示されるお客様ページでご確認頂けます。
- 5.ライセンスを購入者以外の者に貸与したり、譲渡・転売することはできません。ご購入手続きは、購入者本人が行って下さい。
- 6.購入者以外の他人の会員IDでご購入手続きを行った場合、購入ライセンスは当該IDを持つ会員に対して発行されます。

#### 第8条 (アップデート)

1. 購入者は、第 6 条 3 項の期間は、いつでも本ソフトウェアをバージョンアップして使用することができます。
2. 第 6 条 3 項の期間終了後に本ソフトウェアのアップデートを希望する場合には、別途ライセンスの購入が必要となります。

#### **第 9 条 (払い戻し)**

1. 本ソフトウェアは、現状の状態を提供されるものとします。
2. 本ソフトウェアは、特定の品質や特定の目的に適合すること、動作中にエラーが発生しないこと、特定の要求事項を充たすことまで保証するものではありません。
3. 本ソフトウェアが正常に動作せず、かつその原因がプログラム自体にあることが証明された場合は、購入費用を返還します。
4. 前項の証明は使用者が当社に対して個別に行うものとし、購入費用の返還は証明がなされた製品のみを対象とします。
5. 当社は、本ソフトウェアが正常に作動しないことにより発生した損害について、本約款に定めるほか責を負いません。
6. 本条の規定は、有形・無形を問わず本ソフトウェアの保証に適用され、当社および著作権者を除いて本規定を削除・変更することはできません。

#### **第 10 条 (免責事項)**

1. 当社は、下記事項に関してはいかなる責も負いません。
  - (1) 使用者の不注意、未習熟、契約や保証条項の違反等により発生したデータ損失、損失費用その他の損害
  - (2) 機械的故障等の物理的障害への本ソフトウェアの使用およびその結果
  - (3) 対象メディアからのバックアップを行わずに本ソフトウェアを使用したことにより生じた損失や損害
  - (4) 本ソフトウェア使用中または使用後の障害メディアの状態の変化
  - (5) 本ソフトウェアのデータ修正機能の使用によるデータの上書きや破損、ディスク起動不可等の状態の発生
2. 当社は、本ソフトウェアの使用に関して、使用者の作業環境に起因するバグに対する個別の対応は行わず、どの使用者の作業環境でも同一の内容で発生するバグに対してのみ対応するものとします。
3. 本約款 9 条 1 項に関して、当社は本ソフトウェアのバグに対する問い合わせに対応できない場合があります。
4. 使用者に対して当社が責を負う場合の範囲は、本約款に別の定めがある場合を除き、本ソフトウェア購入費用の範囲内とします。
5. 当社は、第 6 条 3 項の期間が有効な場合に限り、期間内にアップデートされたバージョンの本ソフトウェアを提供します。期間外のバージョンに対する本ソフトウェアの提供は行えない場合があります。

#### **第 11 条 (損害の賠償)**

1. 使用者は、使用者が本約款に違反したことにより当社やライセンス所有者、サブライセンス所有者に発生した損害を賠償するものとします。
2. 前項の規定は、当社が使用者との契約の解除およびこれにより生じる損害賠償の請求を妨げるものではありません。

#### **第 12 条 (紛争の処理)**

1. 本約款の内容に関して疑義が生じた時は、当社および使用者で協議の場を設け、双方の合意により紛争の解決を図るものとします。
2. 前項の協議によって合意に至らない場合には、当社および使用者は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、本約款に関する紛争の解決を図るものとします。

(改定日)

本約款は 2012 年 1 月 24 日から適用されるものとします。

本約款は 2012 年 7 月 31 日に改定し、同日より変更内容が適用されるものとします。

本約款は 2013 年 5 月 7 日に改定し、同日より変更内容が適用されるものとします。

本約款は 2015 年 9 月 14 日に改定し、同日より変更内容が適用されるものとします。

本約款は 2020 年 11 月 18 日に改定し、同日より変更内容が適用されるものとします。